

京都府食品表示違反「0」推進事業実施要領

平成30年8月30日 制定
令和2年3月13日 改正

1 目的

府内の食品関連事業者の食品表示適正化を推進するため、食品関連事業者内で食品表示等に関する指導者的な役割を担う人材を食品表示指導者として養成する。

また、すでに食品表示指導者となっている人材については、研修会を食品表示等に関する知識を得る機会とし、指導者としての資質向上を図ることを目的とする。

2 食品表示指導者の登録

府は、4の(3)の研修を修了した者を食品表示指導者として登録し、食品表示指導者研修会修了証及び登録通知書を交付する。

3 食品表示指導者の役割

- (1) 社内等で食品表示等に関する指導者的な役割を担う。
- (2) 社内等で研修会の内容を伝達し、食品表示及びコンプライアンスに関する知識の普及、啓発に努める。
- (3) 社内等の食品表示を点検し、適正化を推進する。

4 研修会

- (1) 府は、食品表示指導者の登録希望者及び食品表示指導者に対する研修会を実施する。
- (2) 研修会の講師は、原則、外部講師が行う。ただし、5の(3)専門研修については、府の職員が行う。
- (3) 食品表示指導者の登録希望者は、5の(1)から(3)全ての研修を受講する。
- (4) 食品表示指導者は、フォローアップ研修として、原則、毎年5の(1)及び(2)を受講する。

5 研修会の内容

- (1) 食品表示研修
- (2) コンプライアンス研修
- (3) 専門研修 ((1) 又は (2) と同時に開催する。)